日医発第1062号(健Ⅱ)（技術）
令和７年９月24日

都道府県医師会
担当理事　殿

日本医師会常任理事
宮 川　政 昭
笹 本　洋 一
（公 印　省 略）

季節性インフルエンザワクチン及び新型コロナワクチンの供給等について

今般、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）長宛標記通知がなされ本会に対しても周知方依頼がありました。

本通知は 2025/2026 シーズンの季節性インフルエンザワクチン及び新型コロナワクチンの供給量並びにワクチンの安定供給に係る対策について通知するもので、概要は下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方ご高配のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

○季節性インフルエンザワクチンの供給予定量は、本年８月時点で約 5,293 万回分（インフルエンザＨＡワクチンの場合は 0.5mL を１回分に換算、経鼻弱毒生インフルエンザワクチンの場合は 0.2mL を１回分に換算）の見込み（別紙１）であり、近年の使用量を超える供給量が見込まれていること。

- 今年度は９月第５週（以下、週の起算日は金曜日とする）の時点で約 3,578 万回分が、10 月第４週の時点で約 5,293 万回分が出荷可能と見込まれており、比較的早期にワクチンが供給されるスケジュールとなっていること（別紙２）。

○新型コロナワクチンの供給予定量は、令和７年８月時点で約 909 万回分の見込み（別紙３）であり、昨年度の使用量を超える供給量が見込まれていること。

- 今年度は９月第５週の時点で約 528 万回分が出荷可能と見込まれており、順次ワクチンが供給されるスケジュールとなっていること（別紙４）。

○上述の供給予定量は、例年のワクチンの効率的な使用が前提となっていることから、今年度も昨年度と同様に、ワクチンの効率的な使用と安定供給が重要になること。

【医療機関等に関する周知事項】

○インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の定期の予防接種の対象者は、65 歳以上の者並びに 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活が困難な程度の障害を有する者であり、これらの者への接種の機会が確保できるよう配慮すること。

○13 歳以上の者に係るインフルエンザ HA ワクチンについては、いずれの製造販売業者の製品においても、用法・用量は「13 歳以上のものについては、0.5mL を皮下に、１回又はおよそ１～４週間の間隔をおいて２回注射する。」とされていること。

➢ 世界保健機関(WHO)では、季節性インフルエンザワクチン（不活化ワクチンに限る）の用法について、９歳以上の小児及び健康成人に対しては「１回注射」が適切である旨の見解が示されており、定期の予防接種は１回接種とされていること。

○ワクチンには、製品によっては、同一バイアルで複数回投与できるようにあらかじめバイアル内に十分な薬液量が充填されているものがあること。
➢ 同一バイアルで複数回の投与が可能とされている製品については、取扱いに十分留意した上で、その効率的な使用に努めること。
➢ このような製品に関して、既に一部の接種液が吸引されているバイアルを使用する場合は、各ワクチンの添付文書に記載されている使用上の注意に従って適正な使用をすること。

○医療機関等がワクチンの予約・注文を行う場合には、今年度のワクチンの供給ペース、昨年度の使用実績を正確に把握した上で、接種希望者から申込みがあった段階で必要に応じて行うことが望ましいこと。
➢ 例えば、接種シーズン開始前に、昨年度の使用実績よりも大幅に多い量の納入を求めることや、製品のロットを指定して早期の一括納入を求めること等、必要以上に早期又は多量の納入を求める予約・注文を行うことは慎むこと。

○医療機関等がワクチンの予約・注文を行う場合には、今年度のワクチンの供給ペース、昨年度の使用実績を正確に把握した上で、接種希望者から申込みがあった段階で必要に応じて行うことが望ましいこと。

○ワクチンの大量注文を行う医療機関等に対して、一括してワクチンが納入された場合、市場に流通するワクチンの在庫量に与える影響が大きいことから、卸売販売業者は医療機関等における昨年度の納入実績及び返品実績を確認するとともに、ワクチン接種に支障をきたす場合を除いてはワクチンの分割納入を行うこととし、この取扱いに医療機関等も協力すること。

○接種シーズン終盤まで在庫ワクチンを抱え、その後返品を行うことは安定供給の妨げになるため、医療機関等においては、返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないこと。
➢ 「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」（令和６年３月７日付日医発第 2151 号（技術）（保険）参照）の返品の扱いについて参照すること。

【各都道府県に対する周知事項】
○各都道府県においては、市区町村、都道府県医師会、都道府県卸売販売業者団体等の管内関係者と協議の上、以下の体制等を取り決めておくこと。
➢ 卸売販売業者及び医療機関等の在庫状況等を短期間（３日間程度）で把握することが可能な体制
➢ ワクチンの偏在等があった場合の卸売販売業者の在庫に係る融通方法
➢ 接種可能な医療機関等が限定される場合の住民への周知方法
➢ 市区町村との連携の方法及び役割分担

以上

医政産情企発 0919 第２号
感　予　発 0919 第２号
令 和 ７ 年 ９ 月 19 日

公益社団法人　日本医師会感染症危機管理対策室長　　殿

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課長
（　　公　　印　　省　　略　　）

季節性インフルエンザワクチン及び新型コロナワクチンの供給等について

標記について、今般、別添（写）のとおり、都道府県衛生主管部（局）宛てに通知を発出したところです。

貴職におかれましては、別添（写）について、貴管下の会員各位等に対し周知するとともに、ワクチンの円滑な流通について、関係者との連携に努めていただくようお願いします。

写

医政産情企発 0919 第１号
感　予　発 0919 第１号
令 和 ７ 年 ９ 月 １９ 日

各都道府県衛生主管部（局）長　殿

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課長
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課長
（　　公　　印　　省　　略　　）

季節性インフルエンザワクチン及び新型コロナワクチンの供給等について

季節性インフルエンザワクチン及び新型コロナワクチンの供給について、貴職におかれては、下記の事項について、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）上の実施主体である市町村（特別区を含む。以下同じ。）や医療機関等の貴管内関係者へ周知いただくとともに、これらのワクチンの円滑な流通について関係者との連携に努めていただくようお願いします。

記

１．季節性インフルエンザワクチン及び新型コロナワクチンの供給量について

（１）季節性インフルエンザワクチン

2025/2026 シーズンの季節性インフルエンザワクチンの供給予定量は、令和７年８月時点で約 5,293 万回分（インフルエンザＨＡワクチンの場合は 0.5mL を１回分に換算、経鼻弱毒生インフルエンザワクチンの場合は 0.2mL を 1 回分に換算）の見込み（別紙１参照）であり、近年の使用量を超える供給量が見込まれています。また、今年度は９月第５週（以下、週の起算日は金曜日とする）の時点で約 3,578 万回分が、10 月第４週の時点で約 5,293 万回分が出荷可能と見込まれており、比較的早期にワクチンが供給されるスケジュールとなっています（別紙２参照）。

（２）新型コロナワクチン

2025/2026 シーズンの新型コロナワクチンの供給予定量は、令和７年８月 29 日時点で約 909 万回分の見込み（別紙３参照）であり、昨年度の使用量を超える供

給量が見込まれています。また、今年度は９月第５週の時点で約 528 万回分が出荷可能と見込まれており、順次ワクチンが供給されるスケジュールとなっています（別紙４参照）。

２．ワクチンの安定供給に係る対策について

今年度の季節性インフルエンザワクチンの供給量については、１（１）のとおり近年の使用量を超える供給量が見込まれています。また、今年度の新型コロナワクチンの供給量については、１（２）のとおり昨年度の使用量を超える供給量が見込まれています。これらは例年行っていただいているワクチンの効率的な使用が前提となっていることから、今年度も昨年度と同様に、ワクチンの効率的な使用と安定供給が重要になるものと考えられます。

以上を踏まえて、以下の事項について、貴管内関係者に対して周知し、かつ協力を要請いただくとともに、各都道府県においても、必要な準備をお願いします。

また今後、ワクチンの需給が逼迫する事態が発生した場合には、必要に応じて、更なる安定供給対策の実施等について協力を依頼することがありますので、ご承知おきください。

【医療機関等に関する周知等事項】

（１）予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）に規定するインフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の定期の予防接種の対象者は以下のとおりであり、今年度のワクチン接種にあたり、これらの者への接種の機会が確保できるよう配慮をお願いします。

ア　65 歳以上の者

イ　60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活が困難な程度の障害を有する者

（２）13 歳以上の者に係るインフルエンザＨＡワクチンについては、いずれの製造販売業者の製品においても、用法・用量は「13 歳以上のものについては、0.5mL を皮下に、１回又はおよそ１～４週間の間隔をおいて２回注射する。」とされています。世界保健機関（ＷＨＯ）からは、季節性インフルエンザワクチン（不活化ワクチンに限る。）の用法について、９歳以上の小児及び健康成人に対しては「１回注射」が適切である旨の見解が示されていることに鑑み、（１）の対象者に係る定期の予防接種では１回接種としています。

（３）ワクチンには、製品によっては同一バイアルで複数回投与できるよう、あらかじめバイアル内に十分な薬液量が充填されているものがあります。これらの製品については、取扱いに十分留意した上で、その効率的な使用に努めるようお願いします。なお、このような製品に関して、既に一部の接種液が吸引されているバイアルを使用する場合は、各ワクチンの添付文書に記載されている使

用上の注意に従って適正な使用をお願いします。

（４）医療機関等がワクチンの予約・注文を行う場合には、今年度のワクチンの供給ペース、昨年度の使用実績を正確に把握した上で、接種希望者から申込みがあった段階で必要に応じて行うことが望ましいです。例えば、接種シーズン開始前に、昨年度の使用実績よりも大幅に多い量の納入を求めることや、製品のロットを指定して早期の一括納入を求めること等、必要以上に早期又は多量の納入を求める予約・注文を行うことは厳に慎んでください。なお、【卸売販売業者等に対する周知等事項】の（３）の取扱いについて、医療機関等も協力するようお願いします。また、接種シーズン終盤まで在庫ワクチンを抱え、その後返品を行うことは安定供給の妨げになるため、医療機関等においては、返品を前提とした注文及び在庫管理を行わないようお願いします。あわせて、「医療用医薬品の流通改善に向けて流通関係者が遵守すべきガイドライン」（令和６年３月１日改訂）にも返品の扱いが示されていますので、参照してください。

【卸売販売業者等に対する周知等事項】

（１）ワクチンが順次供給される見込みであることを踏まえ、ワクチンの製造販売業者及び卸売販売業者は、医療機関等に対して、ワクチンに関する今後の納入量や納入時期等について綿密な情報提供を早期に行うようお願いします。

（２）卸売販売業者は、医療機関等からの予約・注文を受ける場合には、ワクチンに関する在庫量等について綿密な情報提供を行ってください。

（３）ワクチンの大量注文を行う医療機関等に対して一括してワクチンが納入された場合、市場に流通するワクチンの在庫量に与える影響が大きいことから、卸売販売業者は、医療機関等における昨年度の納入実績及び返品実績を確認するとともに、ワクチン接種に支障をきたす場合を除いては、ワクチンの分割納入を行うこととしてください。

（４）卸売販売業者は、昨年度の納入実績及び返品実績を確認するとともに、医療機関等から追加注文を受ける際には、ワクチンの偏在が起こらないように、初回注文で納入した当該医療機関等の在庫を確認した上で、随時、必要量を供給してください。なお、昨年度に納入実績のない医療機関等から新たにワクチンの注文があった場合には、全体の注文量の状況を踏まえて納入量を調整する必要がありますが、その際、新規開業の医療機関等が不利とならないよう、配慮をお願いします。

（５）卸売販売業者は、地域間、営業所間の在庫融通を積極的に行うとともに、定期の予防接種の対象者への接種機会が確保できるよう、随時、必要なワクチンの供給を行い、ワクチンの偏在が起こらないよう配慮をお願いします。また、【各都道府県に対する周知等事項】の（１）も踏まえ、必要に応じて都道府県及び市町村と連携してください。

【各都道府県に対する周知等事項】

（１）各都道府県においては、管内市町村、都道府県医師会、都道府県卸売販売業者団体等の管内関係者と協議の上、以下の体制等を取り決めておくようお願いします。

ア　貴管内の卸売販売業者及び医療機関等の在庫状況等を短期間（３日間程度）で把握することが可能な体制

イ　ワクチンの偏在等があった場合の卸売販売業者の在庫に係る融通方法

ウ　接種可能な医療機関等が限定される場合の住民への周知方法

エ　貴管内市町村との連携の方法及び役割分担

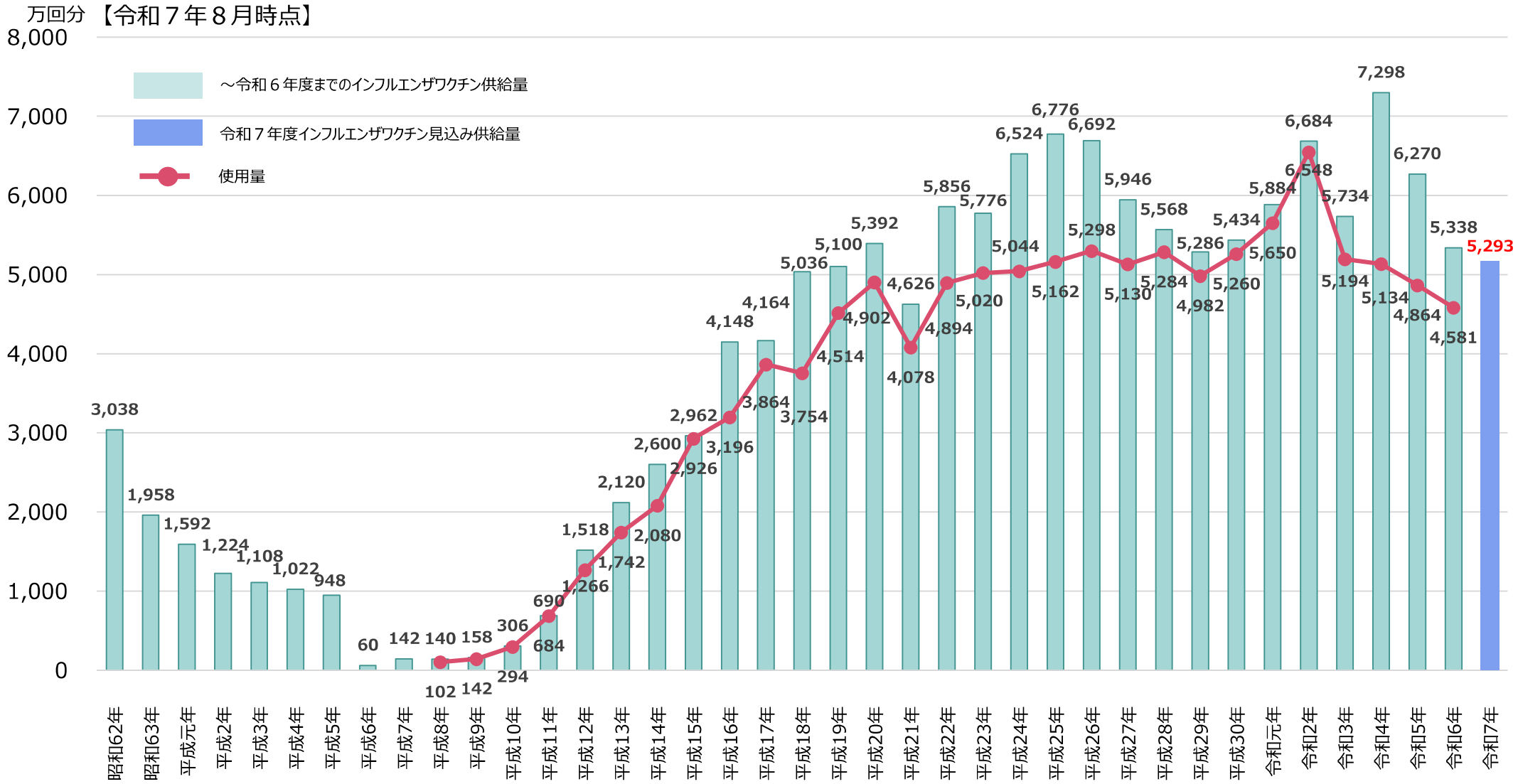
（２）各都道府県においては、貴管内でワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、関係者に対する聴取や調査等を行い貴管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、（１）の取決めも踏まえ、地域間の融通等を行ってください。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行ってください。その上でなお、ワクチンの供給の滞りや偏在等の問題が解消されない場合には、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課に対し、その状況を報告するようお願いします。

以上

インフルエンザワクチンの供給量の年次推移

別紙１

○ 2025/26シーズン（令和７年度）のワクチンの供給量は、約5,293万回分となる見込み。



※１　平成７年以前の使用量は不明　※２　使用量は医療機関への納入数量を基に算出

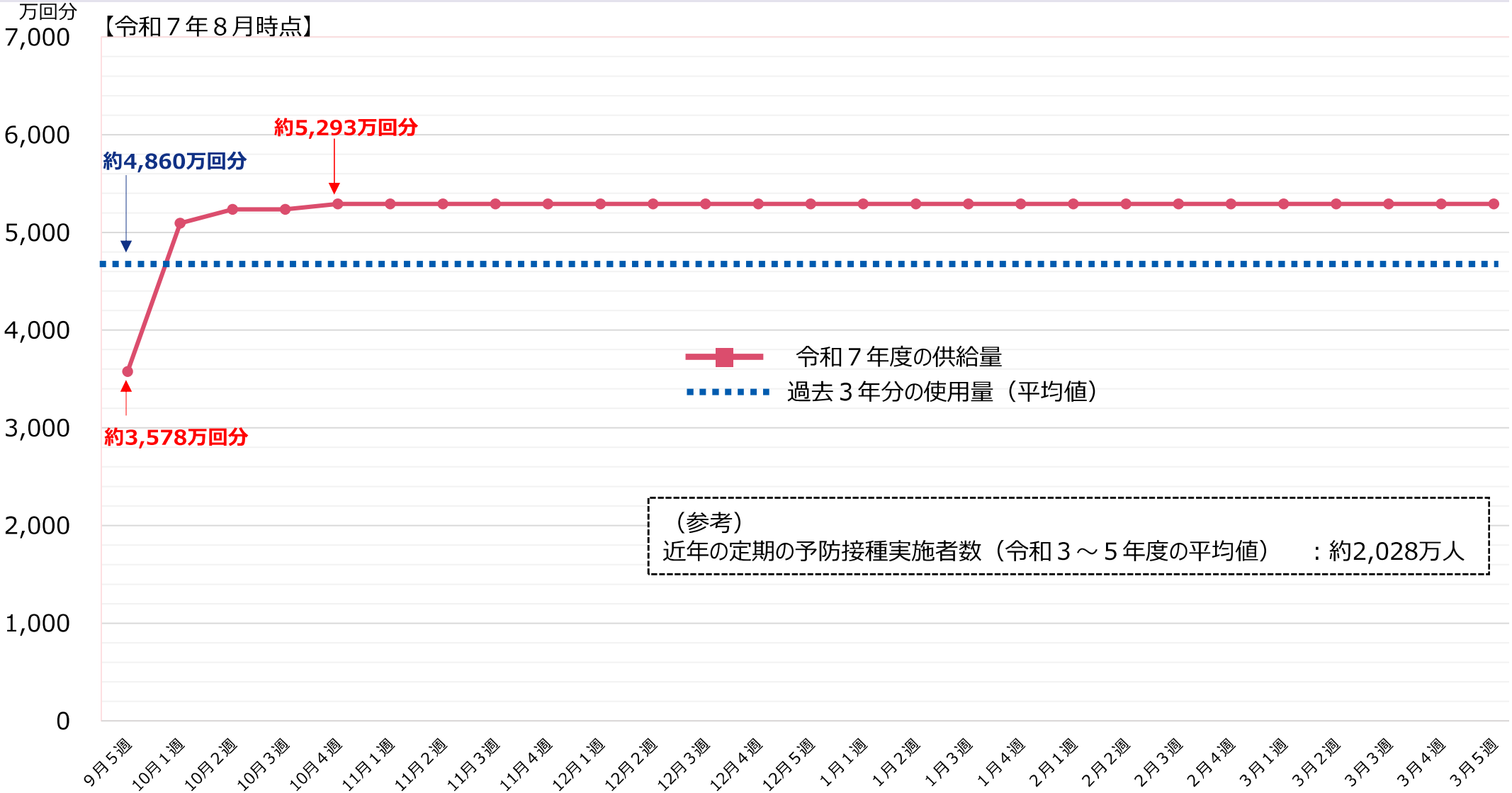
※３　供給量はインフルエンザHAワクチン 0.5 mL/回換算、経鼻弱毒生インフルエンザワクチン 0.2mL/回換算の合算

※４　平成27年度から令和６年度は、４価インフルエンザHAワクチンが供給されていたが、令和7年度からは3価インフルエンザHAワクチンが供給される予定

インフルエンザワクチンの累積供給量（週次）

別紙２

○　９月５週時点で、2025/26シーズン（令和7年度）の供給量の６割を超える約3,578万回分が出荷される見込み。



注１）　供給量は、インフルエンザHAワクチン 0.5 mL/回換算、経鼻弱毒生インフルエンザワクチン 0.2mL/回換算の合算
注２）　週の表示は金曜日を基準としている（例：９月5週は、10/３時点の供給量を示している）
注３）　使用量は医療期間への納入数量をもとに算出

（参考）　定期の予防接種実施者数（厚生労働省）

新型コロナワクチンの見込み供給量（令和７年８月29日時点）

別紙３

○ 2025/26シーズン（令和７年度）のワクチン供給量は、約909万回分となる見込み。

企業名	ファイザー株式会社	モデルナ・ジャパン株式会社	第一三共株式会社	武田薬品工業株式会社	Meiji Seikaファルマ株式会社
販売名	コミナティ®	スパイクバックス®	ダイチロナ®	ヌバキソビッド®	コスタイベ®
剤形※1	プレフィルドシリンジ製剤（１回分）		バイアル製剤（2回分）		
抗原組成	オミクロン株LP.8.1	オミクロン株LP.8.1	オミクロン株XEC	オミクロン株LP.8.1	オミクロン株XEC
モダリティ	mRNA			組換えタンパク	mRNA（レプリコン）
ワクチン見込み供給量※2	約647万回			約180万回	約82万回
	合計　約909万回				

（参考）　令和６年度の新型コロナワクチンの使用量　　約748万回（医療機関への納入数量を基に算出）

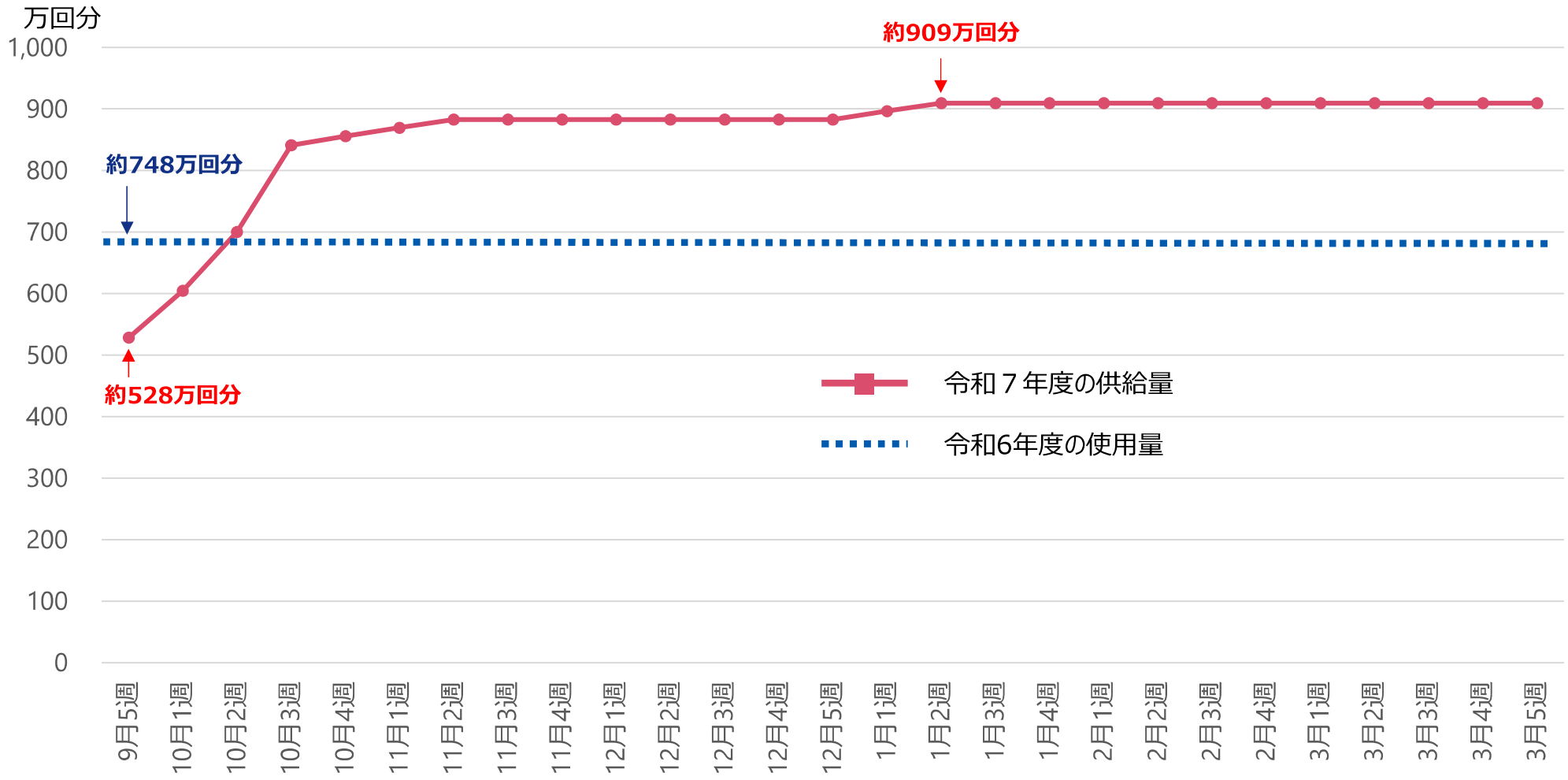
※１：12歳以上を対象とした製剤の剤形。
※２：2025/26シーズン（令和７年度）の新型コロナワクチンの供給を見込む各企業からのヒアリング情報をもとに作成。

新型コロナワクチンの累積供給量（週次）

別紙４

○　９月５週時点で、2025/26シーズン（令和７年度）の供給量の半数を超える約528万回分が出荷される見込み。

【令和７年８月29日時点】



注１：　週の表示は金曜日を基準としている（例えば、９月５週は、10/３時点の供給量を示している）
注２：　2025/26シーズン（令和７年度）の新型コロナワクチンの供給を見込む各企業からのヒアリング情報をもとに作成。
注３：使用量は医療機関への納入数量を基に算出